

令和9年度西会津町地域おこし協力隊募集要項【集落支援分野】

《担当課：企画情報課》

募 集 分 野	集落支援	採 用 実 績	あり（退任済み5名、現任3名）
活 動 目 標	既存の集落支援事業の課題等を整理し、支援体制の維持や強化を図る		

1. 導入する目的

集落の担い手が不足する西会津町では、町民と連携して集落機能の維持・活性化に幅広く取り組めるように地域おこし協力隊を複数名配置している。新たに同分野の隊員を採用し、現任隊員と連携した活動を展開することで、現体制の維持や集落支援事業のさらなる発展を目指したい。

3. 任期終了後のキャリアパス（例）

- ・ 集落支援員（西会津町会計年度任用職員）
- ・ 西会津町職員
- ・ ソーシャルビジネスの起業（集落支援事業の委託等）

2. 業務内容

◆最優先かつ必須業務

現任隊員の活動への同行・協力（集落の見回り、地域団体への支援、集落活動への伴走支援等）、大学生や企業等の関係交流人口の受入支援

◆積極的に取り組んでほしい業務

人足や集落行事等への参加や運営支援等

※その他事務的な業務…月次活動報告書等の各報告書類の作成、休暇や時間外勤務、出張等の申請、町担当者との定期的面談、毎月の協力隊ミーティングへの参加、協力隊活動の情報発信等

4. 任期中の活動スケジュール（例）

1 年 目	2 年 目	3 年 目	任期終了後
・ 現任隊員や集落支援員の活動に同行し、地域状況の把握と住民との関係構築に努める ・ 各活動の動向に応じて、2 年目以降の活動方針や内容を町と共に検討する	・ 1 年目の活動等を基に定めた集落支援活動に取り組む	・ 2 年目の活動の継続や見直し、実践 ・ 町内における集落支援事業を分析し改善等に向け活動を展開 ・ 退任後に向けた諸活動（起業、就職、定住等）	（例） ・ 集落支援員 ・ 町職員 ・ ソーシャルビジネスの起業

5. 1年目の活動スケジュール（例）

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
・辞令交付式【4/1】 ・新採用隊員研修【国・県・町】 ・現任隊員の活動に同行 ①限界集落の訪問・見回り ②地域づくり団体の運営補助 ③①以外の集落における集落活動等への伴走支援	・現任隊員の活動に同行（継続） ・集落行事の運営サポート ・大学生等の関係交流人口の受入事業へのサポート	・次年度に向けた研修【町】 ・現任隊員の活動に同行（継続） ・大学生等の関係交流人口の受入事業へのサポート	・現任隊員の活動に同行（継続） ・任期2年目に向けた活動内容の整理や準備
先輩隊員の活動に同行しながら、少しずつ自主的な協力隊活動の時間を作っていきます			

6. 西会津町について

福島県西会津町は、新潟県との県境に位置している人口約5,000人の町です。名峰・飯豊山に抱かれ、山からの湧き水と豊かな土壌で育まれる米や野菜が特産品です。

町の中心を鉄道や高速道路が通っているため、東京からは片道約4時間ほどの距離にあります。



7. 西会津町地域おこし協力隊について

西会津町では、地域おこし協力隊制度を導入して13年目を迎え、福島県内でも有数の採用実績を基とした協力隊活動へのサポートに取り組んでいます。現役で活動している隊員や定住した協力隊経験者も多く、先輩隊員や移住者仲間として新しく着任する皆様をサポートしてくれる頼もしい人材が揃っています。

【地域おこし協力隊に関する支援策】

- ・地域住民、関係団体との橋渡し（配属課や受入団体によるサポート）
- ・豊富な研修機会の提供（町独自の研修以外にも多数）
- ・隊員同士の連携や情報共有の機会の提供（毎月の定例ミーティング）
- ・協力隊専用の定住と起業に向けた補助制度（定住起業補助金）
- ・退任後の定住に向けた自主活動日の設定（任期3年目から）



8. 勤務条件

(1) 任用形態

会計年度任用職員(フルタイム)として町長より委嘱します。地方公務員法が適用され、報酬等の取り扱いも会計年度任用職員に準じます。

(2) 任用開始日

令和9年4月1日

※地域おこし協力隊の委嘱は年度単位になりますが、町が認めた場合は最初の委嘱日から起算して最長3年まで延長できます。

(3) 報酬等

月額200,000円

上記から源泉徴収及び社会保険料本人負担分が控除されます。

期末・勤勉手当 年2回(6月・12月) ※退職金なし
想定年収 3,300,000円程度

(4) 勤務日

週5日(土日祝日を除く)

※年末年始(12/29~1/3)は勤務を要しないものとします。
※休日に出勤した場合は休日を振り替えます。

(5) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分

※配属課の指定がある場合はこの限りではありません。
※勤務時間を超過する場合は勤務時間を振り替えます。

(6) 勤務場所

西会津町役場 企画情報課事務室

【住所】福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308番地

(7) 副業について

取り組む業務に関係するもの、または定住に必要なものであれば事前の申請をもって認めるものとします。ただし、社会通念上相応しくないと判断されたものや公序良俗に反するものはこの限りではありません。

(8) その他

- ・年次有給休暇、夏季休暇は別途付与されます。有給休暇は当該年度内の勤務日数によって付与される日数が異なります。
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- ・住宅の借上料(家賃)については、活動費の中から拠出することができますが、敷金礼金や光熱費等は自己負担となります。
- ・住居は町内の民間アパートや公営住宅等をご紹介します。
- ・赴任旅費(赴任にかかる引っ越し費用、交通費、宿泊費)として、町規定により72,000円を支給します(1回限り)。
- ・協力隊活動には公用車を使用できます。
- ・自家用車を使用する場合、町内外への出張費用を25円/kmで弁償します。

9. 応募及び採用

(1) 応募要件

次の要件のいずれにも該当する方のみ応募可能です。なお、学歴・性別は問いません。(新規学卒者可)

- (ア) 西会津町の振興・活性化に強い志を持ち、委嘱日時点で年齢22歳以上の心身ともに壮健な者
- (イ) 3大都市圏内の都市地域[※1]又は地方都市(条件不利地域[※2]を除く)に居住する者で、採用後[※3]、勤務地に住民登録し、生活の拠点を移すことが可能な者
- ※1 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。
- ※2 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかに該当する地域とする。①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法に指定された地域。
- ※3 採用日前に町に住所登録をした者は対象外となります。
- (ウ) 普通自動車免許を有する又は委嘱日までに取得予定であり、県内及び近隣県への運転業務に支障がない者(AT免許限定可)
- ※町内での生活や移動手段として自家用車は必要不可欠です。
- ※ペーパードライバーや普通自動車免許を取得して間もない場合は、採用後に町内での運転研修を実施することも可能です。
- (エ) パソコンの基本的な操作(文書・資料作成等)、ホームページやSNSによる情報発信(テキスト作成・写真撮影を含む)ができる者
- (オ) 地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない者(募集要項最終頁に記載有り)

★要件に関する不明な点等はお気軽に問い合わせください。

(2) 応募期間

令和8年12月15日まで(書類必着)

※応募があり順次選考を実施し採用内定者が発生した場合は募集を切り上げる場合があります。予めご承知おきください。

(3) 応募方法

採用を希望される方は、別紙「西会津町地域おこし協力隊応募用紙」を添えてメールにてデータ送付しお申し込みください。

提出いただいた履歴書に記載された個人情報厳重に管理し、選考目的以外には利用いたしません。

(4) 事前相談等

応募を検討している方や、募集要項等に関して疑問がある方には、個別相談にも対応しています。電話やメール、オンラインでの相談が可能です。

ご希望に応じて、現役隊員または協力隊経験者の方からお話を聞く機会の設定や町内の見学(移住体験)も受け付けています。来県(来町)には、交通費や宿泊費に対する福島県の補助制度も別途ありますので、併せてご案内させていただきます。お気軽にお問い合わせください。

なお、11月13日からは、2泊3日の「おためし地域おこし協力隊」も実施予定です。詳しくは(6)にある各種ホームページをご確認ください。

(5) 選考方法

(ア) 一次選考：書類選考 【実施時期】 随時

応募用紙に記載された内容をもとに選考を行います。選考時に必要に応じて連絡をさせていただく場合があります。書類が届き次第、2週間以内にこちらから選考の進捗状況についてお知らせさせていただきます。

結果は、応募用紙に記載された現住所へ郵送により本人宛て書面でお知らせします。

(イ) 二次選考：面接 【実施予定時期】 一次選考通過後1ヶ月以内

書類選考の合格者に対し、対面での面接を実施します。日時や場所等の詳細については、前記(ア)の書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から1週間程度を目安に、応募用紙に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ郵送により本人宛て書面でお知らせします。

(ウ) その他

前記(ア)及び(イ)の結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。選考の進捗状況等に関しては、(6)までお問い合わせください。

前記(ア)及び(イ)につきまして、書面にて結果を送付する際に一度電話又はメールにて連絡をさせていただきます。

(6) お問い合わせ・お申し込み先

〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308番地

西会津町役場 企画情報課

西会津のある暮らし相談室(担当：秦)

TEL 0241-45-2230

FAX 0241-45-2241

Email iju@town.nishiaizu.fukushima.jp

◆西会津町地域おこし協力隊ホームページ

現役隊員の紹介や募集情報などをご覧ください。



◆西会津町移住ナビホームページ

町の移住施策やイベント情報などをご覧ください。



【参考】地方公務員法

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者